

令和3年（2021年）10月22日

保護者のみなさま

豊中市教育委員会

10月25日以降の豊中市立小中学校の学校教育活動について

日頃は本市学校教育にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、令和3年（2021年）10月21日（木）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、同日開催された豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本市の学校教育活動について下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

記

10月25日（月）以降の学校教育活動について

学校においては、感染拡大防止対策の徹底を図りながら、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態の学校教育活動を継続することとします。なお、感染リスクの高い教育活動（児童生徒どうしが近距離で向き合う活動など）の実施については、引き続き、感染拡大防止対策の徹底を図ることとします。また、不安を感じて登校しない児童生徒等に対しては、ICT（オンライン等）を活用して十分な学習支援を行います。

学校教育活動については、以下の点を除き、9月30日付「緊急事態宣言の解除に伴う豊中市立小中学校の学校教育活動について」から変更はございません。

部活動については、感染拡大防止対策を徹底しながら、土日祝も含め、豊中市立中学校の部活動に係る方針に則り、活動を実施します。なお、感染リスクの高い活動（生徒どうしが近距離で向き合う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動、身体接触を伴う活動など）の実施については、引き続き感染拡大防止対策の徹底を図ることとします。他校との練習試合や合同練習等も実施可能とします。

部活動の実施にあたっては、発熱や風邪症状がある場合は、活動への参加を見合わせるように引き続き指導を徹底します。活動前後の生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時には少人数で、身体的距離を確保するよう引き続き指導します。公式戦やコンクール等に参加する際は、学校として主催団体が十分な感染症対策を講じていることを確認するとともに、参加にあたっては、学校においても十分な感染症対策を講じることとします。